

# 定款

株式会社サニーサイドアップグループ

## 定款

### 第1章 総 則

#### (商号)

第1条 当会社は、株式会社サニーサイドアップグループと称し、英文では、SUNNY SIDE UP GROUP Inc.と表示する。

#### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 広報、広告、マーケティング、セールスプロモーション、キャスティング等の企画、立案、制作及び運営等
2. スポーツ選手、芸能タレント、文化人等のマネジメント及びエージェント業務等
3. 知的財産権その他の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理等
4. アニメ、ゲーム、キャラクター、アーティスト、インフルエンサー等の著名人の肖像権を活用したコンテンツ及び商標の企画、開発、制作、商品化及び販売等
5. イベント、映画、演劇、コンサート、講演、講座等の企画、制作、興行、運営及び権利販売等
6. 出版物、印刷物、ウェブサイト等の企画、デザイン、制作、発行及び販売等
7. 音楽、音声、映像、写真等およびその記憶媒体の企画、制作、管理及び販売等
8. 経営の診断、評価等の経営に関するコンサルタント業務
9. 物品（酒類、タバコ、医薬品等を含む）の企画、開発、加工、制作、販売（通信販売を含む）、仲介、賃貸借、検品、輸出入及び輸出入手続代行業務等
10. 市場、産業、業種、技術、サービス等に関する調査、分析及び情報収集等
11. 情報処理、情報通信、情報提供、メディア等に関するサービスの企画、デザイン、設計、開発、販売、リース、運営および保守等
12. 飲食店及び各種店舗の企画、開発・工事、運営、経営等
13. 不動産事業
14. 労働者派遣、有料職業紹介、人材教育、研修の実施等
15. 株式等の金融商品の取得、保有、運用及び売買等
16. 建築物等の企画、設計、工事監理及び工事の請負、施工等
17. 前各号に附帯又は関連する代理店業務、コンサルティング業務及びその他一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

#### (機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,198万4,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録ならびに備置き、その他の株式ならびに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法

令および本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議

決に加わることができるものに限る。) の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任軽減等)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員

会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任および任期)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときまでとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が、監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお

受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。  
2. 未払の配当金については、利息をつけない。

#### 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第32回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 改定履歴

昭和60年	6月27日	制定
平成6年	9月21日	改正
平成7年	2月22日	改正
平成12年	6月14日	改正
平成12年12月	1日	改正
平成14年	4月 1日	改正
平成16年	3月30日	改正
平成17年	1月15日	改正
平成17年	6月28日	改正
平成18年	5月25日	改正
平成19年	2月21日	改正
平成19年11月29日		改正
平成20年	3月21日	改正
平成20年	9月26日	改正
平成21年	9月29日	改正
平成24年12月11日		改正
平成29年	5月30日	改正
平成29年	9月27日	改正
平成30年	9月27日	改正
平成31年	7月11日	改正
2019年	9月27日	改正
2020年	1月 1日	改正
2020年	9月28日	改正